

平成16年度
第4回 徳山地区地域審議会会議録

日時:平成16年6月24日

場所:周南市文化会館 地下1階 練習室2

平成16年度 第4回徳山地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成16年6月24日(木)
開 会：午前13時30分
閉 会：午後16時30分
2. 開催場所 周南市文化会館地下1階 練習室2
3. 出席委員 (1)小田敏雄
(2)清永一彦
(3)橋本勲美
(4)大森ク二子
(5)廣澤和己
(6)山本裕之
(7)佐伯英男
(8)竹内幸江
(9)逆井歌代
(10)佐々木伸子
(11)河野裕美
(12)萩原幸夫
(13)國澤 治
(14)有馬孝志
4. 欠席委員 (1)玉野知之
5. 出席職員 地域政策担当主幹 増 本 俊 彦
同担当 原 田 義 司
同担当 行 富 広 康

6．会議次第 別紙のとおり

7．会議経過 別紙のとおり

平成16年度 第4回徳山地区地域審議会

平成16年6月24日 13時30分～
周南市文化会館練習室2（地下1階）

～ 会 議 次 第 ～

1 開会

2 事務連絡

- ・他地区の地域審議会の状況
- ・今後の予定

3 議事

- (1) 答申(案)の審議
- (2) 最終答申の作成について
- (3) 今後の徳山地区地域審議会の運営について

4 閉会

他地区の地域審議会の状況

地区名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
徳山地区	4 / 3 0 (金)	5 / 1 3 (木)	6 / 1 0 (木)	6 / 2 4 (木)	
新南陽地区	4 / 2 8 (水)	5 / 1 2 (水)	6 / 9 (水)	6 / 1 5 (火)	6 / 2 3 (水)
熊毛地区	4 / 2 6 (月)	5 / 2 1 (金)	6 / 1 1 (金)	6 / 2 8 (月)	
鹿野地区	4 / 2 6 (月)	5 / 1 9 (水)	6 / 2 3 (水)		

市長への答申予定日 7月1日(木)

今後の予定

7月1日 各地域審議会から市長への答申

7月上旬 庁内の策定委員会で審議

7月中旬 まちづくり総合計画審議会へ基本構想・基本計画を諮問

7月中旬～10月

まちづくり総合計画審議会における審議

【会議経過】

1 開会

2 事務連絡

事務局：(配付資料の説明・確認)

- ・他地区の地域審議会の状況

事務局：(他地区の状況説明)

- ・今後の予定

会 長： では、次第にしたがって進めたいと思います。
はじめに、今後の予定について、事務局説明をお願いします。

事務局： 今日答申案についてご審議いただき、予定としては7月1日に4地区の答申を市長にご提出していただければと思っております。

4地区の答申を受けた後は、庁内部で調整やまとめを行い、7月中旬に立ち上げますまちづくり総合計画策定審議会に基本構想・基本計画を諮問することにしております。

以後10月にかけて審議をいただき、答申をいただくという予定にしております。

それでは、これからの議事進行につきましては会長におまかせいたします。

3 議事

- (1) 答申(案)の審議
- (2) 最終答申の作成について

会 長： これまで3回にわたり、ご審議をいただきまして、多くのご意見をいただいたわけですが、本日は前回ご説明いたしましたとおり、答申案をまとめて、それをたたき台としてご審議いただくことになっておりましたので、遅くなりましたが、お手元に答申案をお配り

しております。

それでは、この答申案に基づき審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

特に答申に反映させる内容としましては、文章内容や構成、ご意見などについてと考えており、それらについてご審議いただき、まとめてまいりたいと考えております。

それと、いろいろとご意見がございましたが、その取り扱いについて、答申案の審議の後、協議してまいりたいと思います。

それでは早速、お手元の答申案に従って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

序論第1章の、趣旨・意義及び性格につきまして、ご意見を出していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

委員： 3案のうちどれを選択するかという見方になると思われる。

これまでの審議の中で、包括云々という問題は、事務局の回答の捉え方で良いのだろうと思う。

そうすると、この基本構想は10年間という期間であるので、その中にはいろいろな事があるわけで、「基本」という書き方は堅すぎると思われ、むしろ包括的な意味のほうが期間を考慮すると良いのではないかと思う。

委員：（答申なしということで賛同）

会長： それでは、1案（答申なし）ということにいたします。

次の第2章について、お伺いをいたします。

何かありますか。

委員： “しゅうなん”は漢字が良いのではないか。

委員：（“しゅうなん”は漢字表記とするということで賛同）

会長： それでは、“しゅうなん”は漢字表記とするということにいたします。

次に、計画策定の背景における、周南市の課題について何かございましたら・・・。

委員： 熊毛地区と鹿野地区がひとつになって北部地域の農業地帯を形成したことにより、農業地帯と都市地域を結んだ産業の振興を図っていくことが、市民の皆さんに合併してよかったと思ってもらうために、大事な要素であると思う。

会長： 他にご意見はありませんか。

委員： （農林業の振興についても周南市の課題のひとつとして記述することに賛同）

会長： それでは、そのように答申に反映いたします。
次に、第3章のまちづくりの目標につきましてはいかがでしょうか。

委員： 第2章については、何もないが（答申なしで）いいのか。
この計画全体をすすめるうえでの基本理念として3つ掲げられているが、これはそのままノーチェックでいいのか。
その文章中の、“市民”とか“生活者”とか記載してあるが、これでは、市民本位と言いながらも他人行儀なのではないかと思う。
前回までに出された意見で、“ひとが”という表現を“私たちが”という表現にしようとしていたので、この第2章は、それ以降にも関わってくる根本的な理念である。
そうしたことから、この章こそ、“私たちが”とすべきなのではないかと思う。

委員： “(ひとが)”という括弧書きは、むしろ無いほうが良いのではないかと思う。

この間、カセットテープレコーダー不調につき聞き取り不能

委員： （第2章中の【一体感のあるまちづくりの推進と各地域の自立的な発展を促すまちづくりの推進】の部分について）
地域の自立を削除したほうが、一体感というキーワードに対しては効果的なのではないかと思う。
第2章を答申として、“生活者の”という表現と一体感のあるまちづくりのところに対する修正要求をし、全体として新しい地域概念の導入について提案するというところでまとめられるのではないかと思う。

委員：【一体感のあるまちづくりの推進と各地域の自立的な発展を促すまちづくりの推進】は、“一体感”と“地域の自立”という表現の矛盾の中で、“地域の自立”の方に文章的にウェイトが重く感じられるので、“一体感”の方が強い表現になるようにすれば、良いのではないかと思う。

委員：“各々の地域の”というのは、既成の地域を指していると思われるのでこの表現には、個人的に反対である。

新しい地域概念をつくらないと、周南市はいつまでたっても一体化になれないのではないかと思う。

委員：いま、“自立的”を“新たな”としてはというご意見において、一番後のあたりに、押しの効いた文言があれば良いと思う。

委員：“各々の地域の”というのは、それ相当の意味があるものだと思う。

地域の特徴を発展させるということは、重要なことで、そのうえで、「一体感のある・・・」というのは、この文章の最後に書いてある、それが、例えば湯野のみの問題ではなく、西周南市の西部の問題として感じられるような、地域づくりをしてくださいというのが、私なりに感じる趣旨である。

そのためには、文章はそのまま残して良いので、これを【一体感のある・・・】中で、とりあげてくださいという答申にすれば、それを取り上げるか否かは当局側に任せるとして良いのではないか。

答申の形としては、文章を具体的にこのように変えるというのではなく、これに対してはこう思うという程度にすべきであると思う。

委員：もともと諮問されたのは、計画の概念が適当であるかそうでないか、であったと思うので、答申としても、概念の答申でいいのではないかと思う。

委員：7月1日に4地区の会長が同時に答申を行うのであれば、徳山地区地域審議会としてはこういう考え方を持っている伝えるので良いのではないか。

会長：では、委員の皆さんとしては、この「新しい地域概念」については、

基本構想の中に織り込んでほしいのでしょうか、それとも、付帯意見として市長にお伝えするほうが良いのでしょうか。

委員： このような意見一覧表がないと、徳山地区で審議していく上で、どのような過程・意見でこの答申に至ったか、次のまちづくり審議会で審議するときにはわからないと思う。

あと、予断になるが、新市建設計画は非常に重みのあるものであるため、今後のまちづくり総合計画策定審議会において、この計画は、絶対忘れてもらっては困るということを、伝えておかなければならないし、徳山地区地域審議会でも、新市建設計画の趣旨がないがしろにされるような内容の答申をしてはならないと思う。

だから、総合計画に新市建設計画を“包括”するのではなく、“基本”としたものにすべきであると意見している。

委員： 確かに、その辺のところを全体的にもっと強く記述してあってもいいのではないかと思う。

大前提ではあるが、また新しいものを作っていかななくてはならないし、そのためには、総合計画において10年間の期間があるので、ゆくゆくは4つの地域を存続させていきたいわけではなく、どちらかという、速やかに不公平なく新しい周南市というひとつのものをつくっていききたいと思いを表現しておくべきではないかと思う。

そのためには、旧2市2町の呼称ではなく、新しい地域の呼称といったものが必要になってくのではないかということ、次のステップにつなげていただかないといけないのではないかと思う。

会長： （付帯）意見の取り扱いについても協議しなければなりませんので、若干休憩をとってこれまでの内容についてお考えいただきたいと思います。

（休憩5分間）

会長： これまで多くのご意見が出ておりますので、まとめていかなければなりません。まずは、新しい地域概念の導入についての取り扱いにつきましてはいかがでしょうか。

委員： 文字をいじりだすと、全体的なつながりがなくなってしまうのではないかと

で、【一体感のあるまちづくりの推進・・・】に入れることが妥当であるという答申でも、私たちの意見としては反映されているのではないかと思います。

委員：（新しい地域概念の導入に関する取り扱いについては、会長と事務局に一任）

会長：これは、委員全員が一致した意見ですので、徳山地区地域審議会として、答申の際、（市長の前で）文章を読み上げるか、どうか形はわかりませんが、市長には伝えるということによろしいですね。

それでは、答申についての審議は終わりとしたしまして、次にこれまでお出しただいたご意見をとりまとめて、どのようにしていくかという議論があらうかと思いますが、その他にこれだけはこのご意見はございませんでしょうか。

委員：これはお願いであるが、答申されるときには、答申の中には必ずしも反映はされていないが、こういう意見もあったので、ぜひ検討してほしいということを、ひとこと（市長に）言っていただきたいと思う。

（３）今後の徳山地区地域審議会の運営について

会長：これからのことについて、事務局、何かありませんか。

事務局：これまでいただいた、まちづくりに関するさまざまなご意見を提出するというものを、仮に作っておりますが、これを今回提出するかしないかという点がございます。

このご意見というのは、総合計画に関するものから、ご自分の思いやそれぞれの分野から見た意見等ですので、これを今出すのはどうか、ということはありません。

前回お配りした基本計画の中に、分野ごとに、さまざまな事項が記載されていますので、その内容を確認されて、意見として出された方がいいのではないかなという思いはあります。

と申しますのが、いただいたご意見の中には基本計画の中に記載されているものもございますので、基本計画の中身をご覧いただいたうえで、どうするかお考えいただく方が良いのではないかと思います。

これらのご意見を出すということになると、徳山地区の地域審議会

として出すこととなりますので、個人的な意見につきましては、参考資料というような扱いにしかありません。

(そうした点を踏まえて)意見提出について、7月1日の答申時に、付帯意見として提出するか、今後、皆さん方に7月中旬頃お渡しいたします、基本計画を吟味したうえで、後日徳山地区地域審議会の意見具申という形で提出するかを今日決めていただきたいと思います。

委員： 我々はまだ、基本計画について、検討をしていないし、事務局も前回配布した基本計画は、修正を行うといているので、答申に付けることをしても意味がないのではないと思われる。

だから、基本計画が修正されて具体化されたときに、改めて検討して意見具申をすとしたほうが良いのではないかと思う。

委員： 今後の地域審議会の計画はどうなるのか。

事務局： 本年度についての諮問に対する答申としては、これで終わりになります。

その他のことについては、必要と認める事項があるときは、市長に意見具申できるという条文がありますことから、今ちょうどいい題材として基本計画がありますので、これについて、ぜひ徳山地区地域審議会として意見しておきたいということがあれば、審議会を開催して、意見具申をしていただくということになります。

それが終われば、例えば、委員の皆さんから、中心市街地のことについて、意見具申しようというような案が出されれば、審議会を開催し意見をまとめていただくこととなります。

委員： これは、当初確認したことであるが、条文中の必要と認める事項とは、委員が、意見具申したいとして会長に、審議会開催のお願いをして、審議会を開催し、必要か否かを審議、必要となれば市長に意見具申できるという解釈でいいのか。

事務局： 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならないとされていますので、その場合は審議会を開催することとなります。

委員： となると、市長から諮問を受けた場合と、委員の4分の1以上の者

から会議の招集の請求があった場合と2つあるということによいのか。
なお、基本計画について、我々には資料が配られるのか。

事務局： 前回（配付した基本計画）のときは、まだ途中の段階でしたが、総合計画を審議していただくうえで、基本計画のあらましを理解していただきたいと思ひまして、お配りいたしました。

ですから、今度開催します、まちづくり総合計画策定審議会のときにお配りするものと同じものを、皆さんにもお配りいたします。

委員： それでは、基本計画が出た段階で、まちづくり総合計画策定審議会で結論が出される前に、地域審議会を開催していただきたいをお願いしたい。

会長： 大多数のご意見が、基本計画について話し合いをやるということですので、また事務局と打ち合わせをしまして、皆さんと基本計画について協議したいと思います。

事務局、その他何かありますか。

事務局： 確認ですが、答申について、会長に一任いただいた部分については、会長と協議して（答申内容を）決めさせていただくということをご了承いただければと思います。

委員： 異議なし。

4 閉会

会長： では、そのようにさせていただきます。

4回にわたりご審議をいただきありがとうございました。

本日いただいた結果を答申にまとめていきたいと思ひます。

大変ご苦勞様でした。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 月 日

徳山地区地域審議会 会長